

# 營口の巨商東盛和の倒産

倉 橋 正 直

はじめに

營口は當時、中國東北の重要な貿易港であった。ここで一九〇七年十一月六日、葉亮卿という廣東出身の商人が經營する東盛和という店が莫大な負債を出して倒産した。東盛和については「營口の商人は内外大小を問わず概ね之と取引関係を有せざるはなく、當時に於て營口半街の商業を掌握せり」と称せられたほどの巨商であった。東盛和倒産の報が伝わると營口市内は全く混乱のちまたと化し、一七軒の商店が連鎖的に倒産しただけでなく、一切の取引まで停止となつた。「数日に亘りて當港の商業は全然休止するに至れり。遼河河上の汽船、一の氣煙を吐くものな」<sup>(2)</sup> といわれるよう東盛和の倒産は營口経済全体を麻痺させる地域的経済恐慌に發展した。また、「貧民増加、鼠盜頻出、市中の寂莫、市面の荒殘、其の極点に達し」<sup>(3)</sup>とあるように、その影響は治安の亂れにまで及んだ。また、當時、營口が東北經濟の要の地位を占め營口商人の力もずっと奥地にまで及んでいたことから、東盛和の倒

表1 地域的経済恐慌の頻発

	名 称	発生場所	発生時期
1	東盛和事件	營口	1907. 11
2	天津掛壳事件	天津	1908 春
3	人和永事件	上海	1908. 10
4	三怡錢莊事件	漢口	1908. 11
5	信義銀行事件	漢口	1909. 6
6	台伏回収事件	福州	1909. 9
7	福隆江店事件	宿遷(江蘇省)	1910. 1
8	鎮重恐慌事件	鎮江	1910. 4
9	慶源恐慌事件	重慶	1910. 3
10	隆成恐慌事件	漢口	1910. 4
11	州口恐慌事件	杭州	1910. 5
12	杭營恐慌事件	營口	1910. 5
13	楊陳恐慌事件	楊州	1910. 7
14	豐潤恐慌事件	上海	1910. 7
15	京源恐慌事件	北京	1910. 10
16	義善恐慌事件	南京	1911. 2
17	長蘆鹽處恐慌事件	天津	1911. 3
18	東恒恐慌事件	廣州	1911. 5
19	恒隆恐慌事件	北京	1911.
20			1911.

根岸信「支那経済界の危機」(『支那調査報告書』第2卷第11号、1911年)などから作成

産の影響は直ちに東北の各都市にも波及した。例えば長春では一二軒の商店、吉林では一〇軒の為替問屋がそれぞれ倒産した<sup>(4)</sup>。その他、東盛和と取引関係があった上海・廣東・天津・香港などの都市にも倒産の影響は及んだ。

このように東盛和の倒産事件は營口にとって未曾有の一大事件であつただけでなく、その影響はもっと広い範囲に及んだのであつた。これが東盛和事件の第一の特徴であった。

また、一九〇七年から一九一一年にかけて中国各地で地域的な経済恐慌が頻発した(表1参照)。地域的経済恐慌が頻発する現象はそれ以前にも、また、それ以後にもなく、光緒新政期と呼ばれるこの時期を特色づける重要な経済事象であった<sup>(5)</sup>。東盛和事件の第二の特徴は同事件がこれら一連の地域的経済恐慌の最初のものだったことである。以上のような二つの特徴をもつ東盛和事件は近代東北の経済だけでなく、当時の中国経済全体の発展程度を知る上でも重要な出来事であった。にもかかわらず、この事件に関しては佐々木氏が扱かっているだけである<sup>(6)</sup>。しか

も佐々木論文は日露戦争前後の時期の當口商人の経済活動を包括的に示すことを目的にしているようで、その中で  
ごく軽く東盛和事件に触れているに過ぎない。そこで本稿は東盛和事件そのものを扱かうことにする。ただ紙幅の  
関係から同事件が含む多くの問題を全面的に取上げる余裕はないので、本稿では東盛和の経営状況、いわゆる破産  
処理のいきさつ、及び地域的経済恐慌との関連などの問題に限定し、葉亮卿らに対する裁判などの件は割愛した  
い。なお史料としては事件の処理に当った大清銀行が関係文献を編纂した羅飴編「東盛和債案報告」（宣統元年二  
月刊）「以下、「債案」と略す」がある。本稿ではこれを基本的な史料にする。

### 一 東盛和の企業活動の内容

東盛和の店主、葉亮卿の家は代々、広東省南海県に住んでいたが、父の葉雨田の時、販米業で成功する。やがて  
一族は廣東以外にも進出し、まず葉雨田と二男の葉幹之（長男は夭死）は上海に出て広徳泰という店を開いた。三  
男の葉亮卿は一八八五年に當口にやってきて資本金一万八千両で東盛和を開く。その後、店は順調に発展し東和泰  
と東生怡と昌平徳の二つの銀炉と、東生怡と昌平徳の二つの油房を兼営するまでになった。一八九八年にはその資本を三万  
二千両増やし、日露戦争の頃には當口屈指の大商店になっていた。開店から倒産までわずか足かけ二十三年の間に  
急成長し、さらに一転して倒産してしまうという東盛和の興亡のあわただしさに驚かざるをえない。次に當口にお  
ける物資の基本的な流れを述べると、まず東北各地から大豆を集荷する。その一部は油房という所で加工されて豆  
油と豆粕に分離される。この大豆・豆油・豆粕の三品が輸出の大宗であった。これに対し主に上海から日用雑貨品

や綿製品が輸入された。外国製品も直接、営口にくるものは少なく上海を経由してくるほうが普通だった。これらの品は営口を経て、さらに奥地に送られていった。営口商人はこのような物資の流れに介在することで利益をあげていた。東盛和も同様であったが、ただ同店が営口でも指おりの大商店だっただけに、それが全体として営んでいた経済活動も相当広範囲に及んでいた。以下、東盛和の企業活動を順次取上げてゆく。

まず東盛和の経営の中心は大屋子という買売仲介業兼問屋業であった。大屋子は他地方の牙行に当るもので自ら船着場・ハシケ・商品保管用の倉庫及び宿泊施設を備えていた。外地から商人（客商）が商品をもって営口にやってくると大屋子はその商人を自分の宿泊施設にとめ、商品は倉庫に保管し、彼に代って商品の買手を求め交渉するのが仕事であった。うまく商取引が成功すると大屋子は売手から手数料を得た。また、その頃、営口に油房業といふ豆油豆粕製造業が勃興した。その理由は大豆をそのまま輸出するよりも加工して豆油と豆粕に分け附加価値を高めて売るほうが有利だったからである。豆油は食用油として、また豆粕は有用な肥料として歓迎された。大豆の取引は営口の代表的な商品取引であったが、一般に投機性が強くその相場は激しく高下した。そこで商売で大豆を取扱かう際、自分の所で油房を經營していれば何かと有利であった。なぜなら大豆の値が低い時、やむなく売りに出してみすみす損をするよりも、自分の油房に廻して豆油、豆粕に変えておくことができたからである。それ故、油房の兼営は大豆の取引に弾力性を与えることになった。だから初期の油房業は独自の自立した工業というより、むしろ商業に附隨する工業とみなされていた。油房の作業も初めは家畜を用いる簡単なものであったが、やがて蒸気機関や機械を用いる新しい方式が出現し搾油能力を高めた。一九〇七年当時、営口は東北の油房業の中心であり

市内に十数軒の油房が林立していた。東盛和が經營する東生怡と昌平徳という二つの油房はいずれも新式の機械油房であつて、營口でもすばぬけた搾油能力を具えていた。葉亮卿は倒産後、官憲に提出した上陳書の中で、彼の資産のすべてが負債のかたに取上げられるのを認めた上、例外としてこの二つの油房だけを自分の手もとに残し、經營を続けさせてほしいと嘆願している<sup>(7)</sup>。彼の要望はあつさり断わられるが、このことからもう一つの油房の經營が安定して、おり利潤も比較的高いことがわかる。

また、東盛和は東和泰と東生長という二つの銀炉を兼営していた。東盛和に限らず、營口の巨商と呼ばれるほどの商店は必ず一つ二つの銀炉を兼営していた。銀炉は本来、貨幣改鑄業者をさすが、この場合は營口独特の通貨である過炉銀を発行する金融業者を意味した。營口経済を問題にする場合、過炉銀制度は避けて通ることが出来ないほど大きな意味を持つていて、次の一章でまとめて扱かうことにし、ここでは銀炉が東盛和の経済活動の中で通貨金融部門を担当していたという指摘だけにとどめておく。以上の三種の企業、即ち大屋子・油房業及び銀炉は、營口の有力商店にとって企業活動の根幹をなす部分であった。彼らはこれら三種の企業を中心として、さらに思い思いの方向に企業活動の網を広げていった。その中で東盛和の場合は汽船を所有し、海運業を営んでいたことが目立つ。營口商人の中でも自分で直接、持ち船を所有しているものは珍しかったからである。当時、山東半島から多くの人々が農閑期を利用して出かせぎ労働者（いわゆる山東苦力）として東北へわたつた。山東半島から營口への苦力の輸送の仕事は、初めイギリス資本の太古洋行や旗昌洋行が独占していたが、後に東盛和も持ち船を利用してこの競争の一角に加わる<sup>(8)</sup>。しかし、資本力の厚いイギリス側との低運賃競争に敗れてこの競争から撤退する。敗れはしたが、

とにかく山東苦力の輸送競争に加わるだけの力を東盛和が持っていたことは興味深い。倒産時には持ち船はヴィクトリア（域多利）号という汽船一隻だけになっていたが、同船は特產品の大豆類三品の輸送に多く用いられた。また、一九〇三—一〇四年にかけて東盛和は廣東省にやはり船着場と倉庫を設けているが、これらの施設も海運業と連するものであつて廣東方面への物資の輸送の際の拠点であった。このこともあるて東盛和は廣東方面への豆油の販売を独占していたといふ。<sup>(9)</sup> この他に東盛和は裝船行といつて他人のために船をしたてる仕事を行なつていた。どこのかの船をチャーターしてきて、それに運送を望む商人の荷をのせて出航させる。その際、必要な海關の手続きも代行した。東盛和が倒産する直前の一ヶ月間はちょうど港が凍結する直前の繁忙な時期に当つたが、この間に東盛和は九隻の船をしたてて出航させている。<sup>(10)</sup> 九隻の内訳は南中國向けが六隻、日本向けが三隻であった。東盛和はまた徳芳紙煙局というタバコ工場を經營していた。同工場の機械は日本から輸入したものであり、八八名の従業員が数名の日本人技師の指導の下に紙巻タバコを製造していた。同工場の創建の時期ははつきりしないが、しかし、日本人技師の報告文の中で自分は二年前から勤めていると述べていることから推察して、同工場は日露戦争直後の一九〇五年頃に設立されたと思われる。この他に東盛和は怡豐木局という營口隨一の規模をもつ材木商と、恒豊磚窯という名の小さなレンガ工場を經營していた。

また、葉亮卿が「つねに余財があれば不動産を買つた」<sup>(11)</sup> と述べているように不動産部門にも多く出資していた（表2参照）。それらの不動産は營口市街地のものと近郊の農地とに一分される。前者の多くは一八九八—一九年頃に取得されており、一部は東盛和自身が用いているが大部分は外部に貸出していた。その賃料は横浜正金銀行

表2 東盛和の不動産

(単位 営平両)

番号	区分	物 件	内容と取得価格	第2次評価額
1		二官塘の東側の土地・建物	樓房 45間 平房 50間	23,200両
2	営	二官塘の南側の土地・建物	平房 165間	19,200両
3		恒豊磚窯の土地	100畝	10,000両
4	口	怡豊木局の土地・建物		30,000両
5		怡昌といふ名の倉庫・船着場の土地		
6	の	東生怡油房の土地・倉庫・船着場	92畝	營市錢11,800吊
7	市	横浜正金銀行に貸した土地・建物	15畝	552,000両
8	街	怡興源油房に貸した土地	17畝	12,000両
9		老爺閣南の土地		25,000両
10	地	没溝営の東の土地		7,500両
11		東営子家の南の土地・建物		營市錢 4,280吊
12		東盛行民地	約17畝	1,450両
13		海城県川心甸村の地畝(8筆)		6,800両
14	近郊の農地	〃 歓心甸村の地畝(3筆)	170畝	6,350両
15		〃 小坎子村の地畝(4筆)		6,040両
16		〃 小坎子村の草地		2,400両
17		〃 南長躉子塘の湿田(5筆)	1,062畝	
18		〃 黃家堡子塘の湿田(3筆)	82畝	
19	その他	怡昌といふ名の倉庫と船着場 (広東省番禺県艾塘司鑑秀郷)	土地約14畝、倉庫20間	240,000両
20		祖祠堂と若干の土地建物 (広東省南海県北村郷)	船着場80丈 11,766両	
21		ハルピン江沿旧五道街の土地 建物	30余所	
			85紗繩半尺 俄銭11,000吊	

おもに「債案」卷13より作成。大半の物件の取得年月はわかるが紙幅の関係で割愛する。また、これらの不動産のおおよその価値を知るために、商会が行なったいわゆる第2次評価額を附記しておく。

と怡興源油房に貸している分だけで毎年それぞれ四八〇〇両と三八〇〇両であったから全体では相当な収益をもたらしたであろう。次に後者の農地であるが、それは當口の東隣の海城県の三ヶ村に集中していた。購入価格は全部で一五筆で総額一九一九〇両であった。また購入時期は日露戦争直後の一九〇五年十二月から倒産直前の一九〇七年九月までの実質二年間に限定されている。東盛和はこれらの農地を小作に出し、いわゆる収租地主になった。また不動産の購入には東盛和の名を使わず怡昌堂という別の名義を用いているのが特徴であった。次に東盛和が當口以外の地にもつっていた勢力を扱かう。上海の広徳泰は父の葉雨田が經營していた店であったから、本来、東盛和の本家筋に当っていた。しかし、東盛和のほうが大発展したためにあたかもその支店のようになっていた。當口と上海との間はとりわけ物資の動きが激しく経済的に特別深い関係にあった。その上、後述するように過炉銀を用いて當口から上海へ送金するいわゆる上海為替という制度があった。このような関係から當口商人が手びろく商売をしてゆくためには上海にしつかりした足場を持つ必要があった。當口の他の有力商店も必ず上海に支店を持つていた。その意味で東盛和の場合、一族の広徳泰が上海に店を張っていたことは好都合であった。こうして當口の東盛和と上海の広徳泰は密接に結びついていたので両者は同時に倒産する。しかし、なぜか広徳泰の破産処理は東盛和と切り離され上海だけで独自に行なわれた。そのこともあって「債案」には広徳泰に関する資料は少なく經營内容などを詳しく知ることはできない。ただ「債案」が一部、広徳泰に言及した所で、その資産を三〇万両、また負債額を二六万両と述べていることから判断して広徳泰は比較的小な商店だったようである。<sup>(12)</sup>この他に東盛和は天津に支店を置いていた。支店長を莫敏莊といふ葉亮卿の親戚の者であった。また出身地の廣東省南海県北村郷には祖

先をまつる祠堂と若干の土地建物があつた。以上が東盛和の企業活動の概要であつた（表3参照）。また、これらは企業で働いている人数であるが、葉亮卿によれば常傭いが約一〇〇〇人、その他に臨時に傭う者が数百人であつたという。東盛和の企業活動が多岐にわたり、かつ相当な規模をもつてゐることを考えれば、この数字をあながち誇張とはいきません。

表3 東盛和の企業経営の概況

業種	扱かう商店・工場の名称
買売仲介業兼問屋業(大屋子)	東盛和
金融業(銀炉)	東和泰・東生長
豆油・豆粕製造業(油房業)	東生怡・昌平徳
海運業	東盛和
装船行	東盛和
タバコ工場	徳芳紙煙局
木材商	怡豊木局
レンガ工場	恒豊磚窯
不動産経営[表2参照]	怡昌堂
この他、営口以外に下記のような勢力を持っていた	
天津支店	(支店長・莫敏莊)
上海一族の店、広徳泰	(店主・葉雨田)
広東海運業の拠点、怡昌	という名称の倉庫と船着場
広東出身地(南海県北村郷)	に祠堂と若干の不動産
また、下記のような商店・会社に投資していた	
東雙泰糧棧行 2万両	牛莊置業公司 20万元
営口自来水公司(営口水道電氣株式会社)	25,375両
正隆銀行 7,000元	粵漢鐵道 700両
江蘇鐵道 1,050両	営口地皮公司 143,000元
営口官膏局 15,000元	

## 二 過炉銀

営口は過炉銀と共に榮え、過炉銀と共に衰えたという表現がまさにふさわしいほど、よきにつけ悪しきにつけ営口の興亡は過炉銀という通貨制度と密接にかかわっていた。今回の事件においてもやはり過炉銀は重要な働きをしました。ただ過炉銀のしくみについてはさきに私なりに説明を加えておいたので、ここではくり返すのをやめ、論を先に進めることにする。<sup>(13)</sup>前述のよう

に東盛和は営口屈指の巨商であり営口商人のほとんどが大なり小なり東盛和と取引関係があったから、その倒産が直接彼らに打撃を与えたのは事実である。しかし、これだけで営口経済全体が麻痺してしまうことはない。たしかに営口経済は比較的小規模であったから、卓越した力をもった東盛和の倒産の影響がそれだけ大きかったであろうことは納得できる。しかし、それでもなお一つの商店の倒産で直接に地域全体をまきこむ経済恐慌が発生すると考えるのは無理がある。東盛和の倒産と地域的経済恐慌との間に何か媒介が必要である。その媒介が過炉銀であった。東盛和は倒産に至るまでの間、兼営する二軒の銀炉を通じて大量の過炉銀を発行し続けた。例えれば東盛和がある商品を買った時、その代金を自分が発行する過炉銀で支払ってすませることも可能であった。その場合、東盛和が倒産すると、それが発行した過炉銀は全く何の意味もなくなってしまい、東盛和から発行してもらつた過炉銀の額がそのまま損失となつた。これが信用通貨の恐しい所であつて東盛和から過炉銀を発行してもらつていて営口商人は軒なみ深刻な被害を受けた。過炉銀の信用が失なわれ使用中止になつた結果、基礎的通貨を失なつて営口経済全体が麻痺してゆく。そのため、一時はバーテー取引で急場をしのぐほどであった。以上のように東盛和の倒産が過炉銀によつて増幅されて始めて営口経済全体を麻痺させる地域的経済恐慌に発展したのであつた。

また、銀炉は本質的にはほかの誰からもチェックされることなく必要に応じて隨時、自由にその帳簿上に過炉銀を発行することができた。銀炉相互間の監視や掣肘はある程度まで過炉銀の濫発を防ぐのに有効であったが、しかし、それもまた絶対的な歯どめにはならなかつた。だから兼営している商売がうまくゆかない場合、銀炉の經營者は破産を免れるためになりふりかまわず大量の過炉銀を発行することで自ずからの危機を糊塗しようとした。過炉

銀の性格上、それはある程度まで可能であった。東盛和の場合も倒産後の帳簿の整理の段階で明らかにされたように実は義和團事件の頃より経営状態は悪化していた。その後、外見的な発展にかかわらず経営状態の立て直しはうまくゆかず、それに日露戦争後の不況が加わって、いつ倒産してもおかしくない状況に陥っていた。それに対し、葉亮卿は過炉銀の性格を悪用し過炉銀を大量に発行することで、その危機をじまかしてきていた。

しかし、過炉銀をいくら自由に発行できるといつても、そこには自のすから限界があった。東盛和の直接的な破綻は上海為替との関係からもたらされた。過炉銀の特徴の一つに上海為替を過炉銀の今まで組むことができるということがあった。前述のように當口は上海との交易が盛んであり、上海を通して日用雑貨品や綿製品などを大量に仕入れていた。當口、上海間の交易は相互にバランスのとれたものではなく當口側の圧倒的な輸入超過が常態であった。當口商人が上海から商品を仕入れて代金を為替に組んで上海に向けて送金するわけであるが、當口には現銀が少ないので現銀で為替を組むのは困難であった。そこで、いつしか過炉銀の今まで為替を組めるようになつた。

過炉銀で為替を組んで送金するという、この変則的な方法は當口、上海間の頻繁な交易と當口側の常態的な輸入超過とが前提となつて成立したものであつたが、とにかくそれは當口商人にとって極めて便利なものであつた。倒産の具体的ないきさつは「杖とも柱とも頼みし上海広徳泰先ず倒れ、同店に向つて取組し為替不渡となつた為め、當口に於て償還せねばならぬこととなり、如何ともすることが出来なかつたから、止むを得ず旧暦十月一日午後四時半、各聯号に伝知して支払停止なさしめた」といわれている。このように從来、東盛和の上海為替を扱かっていた広徳泰がまず倒産した。これを知らせる電報を受けとった葉亮卿は観念して店を閉じ関係者に倒産を通告した。葉

亮卿は上海為替が通用できなくなり、これ以上隠し通せないという、ぎりぎりの所まで過炉銀の性格を悪用して事実上の破産状態を隠していた。このため東盛和の倒産による被害者は一層広がってしまった。だから彼を全く善意の倒産者と見なすわけにはいかない。倒産後、彼が當口商人からそろって非難されたのも当然であった。また、前述の大屋子という買売仲介業兼問屋業者が扱かう取引高は莫大であった。大屋子は取引を円滑に行なうために売手買手の双方に資金を融通するという金融的なサービスも行なっていた。巨額な取引である以上、これに介在する大屋子もまた相当の金融能力を備えていなければならぬはずであったが、大屋子の自己資本はそれほど多くはないかった。そのため、有力な大屋子はみずから銀炉を設け、銀炉を金融面で大屋子を支える機関とした。<sup>(15)</sup> 実際、銀炉は大量の過炉銀を発行することで大屋子の活動を支えた。しかし、その後、當口経済がより一層発展し、當口商人が東北の奥地とまで取引をするようになると新しい事態が生まれた。取引が當口市内に限られている間は過炉銀でまことに合つたが、ずっと離れた奥地との取引では原則として當口市内に限って流通する過炉銀はもはや役に立たなかつた。過炉銀のような信用通貨に代つて現銀あるいは外国通貨のような实体のある通貨が求められた。しかし、銀炉もまた大屋子と同様に自己資本はわずかであったから自力でその求めに応じることはできず、代りに自分の所に預け入れられた資金を流用することにした。あらゆる職種にわたる商人が銀炉に資金を預託していたが、その中で次第に大口の投資家がきまってきた。初めに銀炉に対する投資家の地位を占めたのは山西票莊であった。続いてロシア、日本の軍政時代にはそれぞれの外国銀行がかなりの資本を銀炉に融通した。最も遅れて大清銀行などの中国側の新式銀行が投資するようになつた。東盛和事件の頃にはこれらの金融機関が銀炉に対する主要な投資家の地位に

ついていた。以上のように當口經濟の發展に伴なつて過炉銀は一面ではある程度、外部からの借入金がないと円滑に機能しえないものになつていた。

### 三 倒産事件への対応

東盛和の倒産によつて當口の經濟恐慌が惹き起された。そこで事件への対応も厳密には本来の東盛和という商店の破産処理と、もっと広く當口經濟の救済の仕事とに区別された。初めに東盛和の破産処理を扱かう。商店の倒産は商売につきものであつて、それ自体は珍しいことではない。破産処理は普通、次のように行なわれる。まず最初に債権者が破産した店の資産をかつてに持ち出すことを防ぐためにそれを差押さえる。次に破産した店の負債と資産を調査する。資産は金ではなく物で存在することが多いから、これを評価して評価額をきめる必要がある。その際、すぐに腐つたり貯蔵のきかない物品は早めに競売にかけて売却し換金しておかねばならない。また、普通の商店の破産では無限責任が生じ店主の一切の資産が債務の返済にあてられた。こうして負債額と資産額が決定されると、次に破産処理に要した費用を扣除して、債権者に対し債務の返済が行なわれた。返済は債権者が公平・平等になるように、彼らの債務額に対し同じ比率でなされるのが原則であつた。以上が一般的な破産処理のやり方であつたが、破産の規模が小さければ普通、倒産した商人の属するギルドが主体になつてそれを行なつた。ところが東盛和事件の場合、破産の規模が桁はずれに大きかつたので、もはやギルドだけでは処理が不可能であり、公権力が何らかの形で出てゆかざるをえなかつた。また、東盛和の倒産が伝えられると中國東北への進出をねらう神戸の新

興財閥鉛木商店が東盛和のすべての商権を譲りうけることを条件にしてその負債を肩代りするという話を持ち出しきた。<sup>(16)</sup>しかし、日露戦争後、新たに進出してきた日本勢力に強い警戒心を持つ中国側がこの提案を承諾するはずもなかつたし、また、東盛和の負債が予想以上に大きかつたこともあって、この話はすぐ立ち消えとなつた。しかし、この話に象徴的に示されるように日本勢力が東北への進出を虎視眈眈と狙つていたことは事実であった。だから、営口の混乱を放置しておいた場合、悪くすれば日本勢力の介入を許し、その結果、営口経済そのものまで取りこまれてしまふ恐れさえあつた。

以上、二つの理由から一般的には経済問題に比較的冷淡な公権力も今度ばかりは積極的に干与してゆく。例えば大清銀行正監督や奉天巡撫らの高官が続々と営口を訪すれ経済恐慌の実情を観察したり、また、過炉銀の使用停止で麻痺した営口経済を救うための応急措置として各地から急遽かき集めた通貨を営口に運び市中に放出したりしたもの、その表れであった。一方、倒産直後の一九〇七年十一月十九日に営口商人四名、日本商人二名（横浜正金銀行の本郷栄と三井洋行の井上好徳）の全部で六名からなる債務処理委員会が設立された。<sup>(17)</sup>初め同委員会はいわゆる破産管財人の役割を果すものと見られたが、しかし、その後の様子を見ると全く何も仕事をせず有名無実の存在に終つてしまつた。結局、若干名の商人からなる委員会では今回の事件の処理にはふむきであつたということであろう。地域的経済恐慌を惹き起すほど大規模な倒産事件は官憲や営口商人にとつても初めての経験であつたから、彼らにしても参考にすべき前例がなく、おそらく何から手をつけてゆけばよいのかとまどつたと思われる。やむをえず思いつくままに仕事を始め試行錯誤をくり返す中で次第に何とか有効な対応策を作りあげていつた。この債務処

理委員会もいわばその一つと見なすべきものであり早々に作ってはみたものの、今回の事件の処理には役立たないのがわかつたので見捨てられたものと推測される。

代つて地方官憲、大清銀行営口支店及び商会の三者が協力して事件の処理に当ることになった。前述の破産処理の方法に従つて、まず倒産直後に葉亮卿及びおもだつた店員が官憲に逮捕され審問を受けた。つづいて東盛和の資産の差押えがなされた。次の仕事は東盛和の負債と資産の調査であった。このため商会から係員が派遣されて東盛和の帳簿の調査、点検が行なわれた。<sup>(18)</sup>ところが調べてみると帳簿の多くは不備であり義和団事件の前後から約九年間にわたり、まともに帳簿をつけていないことが明らかになつた。<sup>(19)</sup>この事実は東盛和の倒産原因の究明にとって重要な鍵となるものであつて、この時期の同店の外的な発展にもかかわらず経営内情が予想もつかないほど不健全であつたことを示すものであつた。一方、本来の東盛和の破産処理の仕事と並行して営口經濟を救済するため公金を借りる話が関係者の間で進められていたが、一九〇七年十二月二十四日に至つて営口商人、官憲及び大清銀行の間で次のような協定が締結された。<sup>(20)</sup>即ち、まず東盛和の資産を二六〇万両と評価する。次にそれをいたんすべて大清銀行の所有とし、それを抵当にして大清銀行から公金三一〇〇万両を年利六%で営口商人が借りる。この他に東盛和のおもだつた資産が道勝銀行に第一次の抵当として入つてゐるので、それをうけ出すのに七五万両かかると予想し、直隸省から五〇万両、奉天省から一五万両ずつ出してもらって、それにあてる。以上のような内容をもつこの協定は、関係者の間で第一回の協定と呼ばれたが、後述するような事情から公金借用の件ではすぐには成功しなかつた。しかし、公金を借りる前提として東盛和の資産をいつたんすべて大清銀行の所有に移すという協定の前段の

(単位 営平両)

表4 東盛和の債権者と負債額

	債 権 者	負債額
1	横浜正金銀行（日商）	111,134
2	同 紙幣勘定及為替尻	6,115
3	瑞記洋行（独商）	10,331
4	麦辺洋行（英商）	10,000
5	小寺洋行（日商）	8,418
6	徳茂洋行（独商）	3,316
7	旗昌洋行（英商）	255
8	世昌洋行（独商）	949
9	遠来洋行（英商）	41
10	大里製糖会社（日商）	5,530
11	エドガア（英人）	80,518
12	カルロス（英人）	6,100
13	官銀号	42,975
14	山西組合の各号	1,826,087
15	他地方債務	658,659
16	市内債務	1,368,230
17	市内穀物問屋	32,744
	合 計	4,171,402

「支那經濟報告書」第6号（明治41年7月）p. 63による。但し、小数点以下は省略。また、原表では合計は4,216,909両となっているが各項目の合計と合わないので訂正しておいた。

条項はなお生きており、実際、事態はこの通りに進んでいった。だから、この協定が事件処理の基本的な方向づけを行なったといつてよからう。

#### 四 負債の整理

本章では東盛和の負債総額を明らかにすることを主な目的とする。表4はこの問題に関する有用な資料である。後に事情を明らかにするが道勝銀行と大清銀行は破産処理の過程で特別の扱かいを受けたので、この表からはずされている。また、この表から債権者を銀行、山西票莊、外國商人及び中國商人の四つのグループに分類することが可能である。そこで初めに銀行を扱かう。債権者の中にロシアの道勝銀行、大清銀行及び日本の横浜正金銀行の三つの銀行があつた。日露戦争の結果、ロシア勢力は東北地方南部より後退していたが道勝銀行はなおどまつて営業を続けていた。同銀行に対する東盛和の負債は一一七万ルーピルであった。同銀行の貸付は東盛和との長いつき合いの中でなされたもの

であり、これに対し東盛和側はおもだつた資産を抵当に入れていた。次に大清銀行は東盛和の倒産のちょうど一ヶ月前の一九〇七年十月七日に過炉銀八〇万両を融資した。しかし、一九〇八年三月三日の段階で、このうち半分近くは回収し未回収分は過炉銀約四四万両となつた。<sup>(2)</sup> 同銀行には別の貸付もあったので、それらを清算すると約五一万両（營平両）となつた。東盛和は大清銀行にも抵当を入れているが、それは以前、道勝銀行に入れたものと大部分重なつていて、だから東盛和のおもだつた資産は道勝銀行に第一次の、また大清銀行に第二次の抵当になつてゐたことになる。また、横浜正金銀行の負債は約一一万七千両で比較的少なかつた。「債案」には同銀行が東盛和の資産を抵当にとつたという記載はない。事実、東盛和の資産の主要部分は既に道勝銀行と大清銀行とに二重に抵当に入つていて、横浜正金銀行が抵当をとろうとしても、それはもはや無理であった。だから同銀行は抵当なしに融資したと思われる。銀行が融資する時は必ず抵当をとるものだというのが常識であるが、しかし、過炉銀を運用するための資金として銀炉に貸付ける場合は例外的に抵当をとらなかつた。なぜなら銀炉は大量の過炉銀を発行しているにもかかわらず、それ自身の資本はずつと小さく抵当をとろうにもそれに当る資産がなかつたからである。横浜正金銀行の融資に抵当がなかつたのは、東盛和の兼営する銀炉に対し過炉銀の運用資金として貸付けたものと見なせば理解できよう。以上のように三つの銀行が東盛和に融資する際、抵当の取り方が異なつていた。

次に問題となつたのは東盛和のおもだつた資産が道勝銀行の第一次の抵当になつていて、このままの状態では破産処理は一步も進まなかつたので中国側はこれをうけ出すために同銀行と交渉を始めた。同銀行としても東盛和の資産をただ保有していても、それを活用する能力がなかつたから、これを中国側にひきとらせるこ

自体に異存はなかつた。問題は結局、いくらでうけ出しかだけであつた。長い折衝の末、一九〇八年四月八日になつて、ようやく交渉がまとまり中国側は負債一一七万ルーブルを八五万ルーブルに減じて返済することで抵当物件をうけ出すことに成功した。<sup>(22)</sup> また、その金は大清銀行が立替えて支払うことになつた。この取決めに従がい數日後に返済金八五万ルーブルを銀七三万両に換算して支払われた。道勝銀行からうけ出された物件は第二次の抵当権を持つ大清銀行の所有に移された。また、八五万ルーブルが銀七三万両に換算されたのだから逆算すると道勝銀行の負債一一七万ルーブルはおよそ銀一〇〇万両に當つた。以上のように二つの銀行の負債額（道勝銀行約一〇〇万両、大清銀行約五一万両）がわかつたので、これを表4の合計に加えると、東盛和の負債総額は約五六八万両となつた。次に山西票莊であるが、彼らの負債も過炉銀の運用資金として銀炉に貸付けたものがその大部分を占めていた。彼ら全体の負債総額約一八三万両は前述の三つの銀行の負債の合計（約一六三万両）より大きかつた。個々の山西票莊の中では晋太豈の二五万両や裕盛長の一三万両などのように相当多額な例もあるが、事件当時、山西票莊は市内に二〇戸内外あつたというから一戸平均の負債は約九万両となり、一戸当りの負債額は比較的小さかつた。しかし、山西票莊全体としての被害は甚大であつたから、いわゆる破産処理の過程の中で、彼らは最も執拗に債務の返済を要求しつづけたのであつた。

債権者の中で第三のグループに當る外國商人であるが、彼らの負債は全体で約一三万両に過ぎなかつたから、彼らの占める割合は小さかつた。第四のグループの中國商人（その大部分は當口商人）が、当然であるが人数は最も多かつた。彼ら一軒一軒の直接の負債額は小さかつたが、しかし、それは彼らにすれば死命を制するほどの大問題

であつた。この時、市内で一七軒の店が連鎖的に倒産するが、實際、これは冰山の一角であつて、これら倒産した一七軒の周囲には倒産直前にまで追いこまれるほど經營を悪化させた店が多数存在したはずであつた。その上、調査の過程で葉亮卿が単なる善意の倒産者ではなく、過炉銀の性格を悪用して本来ならとつぶに倒産しているはずの經營状態を<sup>(22)</sup>ごまかし、そのため、いたずらに被害を大きくさせたことが明らかになり、彼らの強い怒りをかつた。

だから、營口の一般商人は一樣に葉亮卿をひどく怨み、葉亮卿等に対する審問が始まると会場に大挙しておしかけ官憲に厳罰を要求した。また、葉亮卿の審問会場へのゆきかえりの際、おおぜいで彼を取り囲み、声高に罵声を浴びせたり、こすきまわしたりして彼らの憤懣をぶつけた。<sup>(23)</sup> 一般商人の負債は概して少額であったが、その中でとりわけ零細であったのは遼河の水運業者であった。營口は遼河の河口に発達した町なので遼河の水運と密接に結びついていた。鉄道の開通に伴ない水運の地位は低下したが、なお水運のほうが鉄道運賃に比べ割やすだったので、げつこう根強い需要があつた。一九〇六年の調査によると約一万五千隻もの船が營口と上流地域との間を往復し、物資の輸送に従事していた。<sup>(24)</sup> しかし、それらの船はいずれも小型で乗組員も三~五名に過ぎなかつた。東盛和もまた遼河の水運を利用していた関係で、水運業者の中には東盛和に大豆を売つたが突然の倒産のため、その代金を受けとりそこねた者が出てきた。一隻の船が扱かう荷の量は限られているので一人ひとりの水運業者に対する未払い額は小さかつた。しかし、彼らにとってこれは死活問題であり乗組員に賃金を支払えないばかりか、自分たちの帰郷さえまもなくなつてしまつた。とぼうにくれた彼らはやむなく官憲に泣きつく。泣きつかれた官憲もはうつておけず大清銀行に善処がたを求めてきた。結局、大清銀行が未払い額の一部を先に立替えて支払うことで、この

件はやっと解決された。

## 五 資産の整理

本章ではいったん大清銀行の所有に移された東盛和の資産がどのように処分されていったかを見てゆく。個々の資産の評価額については、まず倒産直後に葉亮卿が述べた数字がある（「債案」では第一次評価額という）。また、これとは別に商会が前後二回にわたり評価している（同じく第二次、及び第三次評価額という）。この評価の目的は資産を処分する際の大体の目やすにしようとしたものであり、実情を考えずなるべく高く評価しようとした葉亮卿の第一次評価額に比べ、商会の評価はおおむね妥当であった。資産の処分は破産処理の一般的な手順どおり、まず競売から始められた。一九〇八年春、商会の手によって何回かに分けて大豆や小麦類などの長く保存のきかないものや家具類が競売にふされた。また、東盛和の三種の根幹的企業のうち、大屋子と銀炉は特に固有の資産といえるものはなく倒産とともにそのまま廃業となつたので、この面での資産の整理という仕事はなかつた。根幹的企業の一つである油房業では東生怡と昌平徳という二つの油房があつた。これが売りに出されると買いたいと申し出た者が何人かいたが、値段がおりあわざ話はまとまらなかつた。その際、外国人とりわけ当時、東北地方南部に進出した日本人に向つて働きかければ簡単に成功したと思われる。しかし、当時の利権回収運動の昂揚の中で日本側に売却することは問題にならず、あくまで中国人に限つて買主を募つた。しかし、一年近くたつても買手がきまらなかつたので大清銀行側は売却の方針をあきらめ賃貸することにした。この結果、ようやく借手がきまり、昌平徳油房

は慶豊号という票莊が、また東生怡油房は山東省博山縣の顧公達という人がそれぞれ借りることになつた。極端に低い値段であわてて売るよりは賃貸するほうがまだましだったが、しかし、銀行にとって賃貸は資金を長期間ねかせることになるのでやはり望ましいことはなかつた。

上海の広徳泰は前述したように東盛和の倒産と同時に倒産するが、広徳泰の破産処理はどういうわけか當口の東盛和とは切り離なされ、上海だけで行なわれた。広徳泰の債権者たちは、當口では東盛和の債権者を救済するために公金を借りる話が進められているのを聞きつけ、上海においても同様の措置がとられるべきだと主張し、その旨を官憲に訴えた。彼らの訴えは一見もつともあつたが、しかし、彼らは重大な所で誤解していた。即ち救済の対象は地域的経済恐慌に陥つた當口経済そのものであつて単に東盛和の債権者ではなかつた。それに対し上海では広徳泰が比較的小さい商店であったから、それが倒産しても經濟恐慌は起りはしなかつた。だから上海の広徳泰の債権者たちに公金を融通することなど全く問題にならず彼らの訴えはあつさり拒絶された。しかし、当初、東盛和と広徳泰の二つの店の破産処理の区分が明瞭でなかつたので一つの問題が起る。それはヴィクトリア（域多利）号という船をめぐつてであった。同船は一二五〇重量トンの汽船で海運業を営なむ東盛和の唯一の持ち船であった。東盛和の倒産時、たまたま上海に寄港していた同船はそこで官憲に拿捕された。これを知つた上海の広徳泰の債権者たちは同船が東盛和の持ち船であることは明らかなのに勝手に競売にかけて売つてしまつた。競売では上海側が売り急いだため、同船はわずか一万三千両にしか売れなかつた。売上げ代金はあやしく広徳泰の債権者に分配されるところであったが、その前になんとか當口側の抗議がまにあつた。同船が東盛和の持ち船である以上、その金も當

口側のものだという主張が認められた結果、上海の会審衙門内に保管されていた同船の代金は當口に回送されるとになった。

ところが、この時、さらにロシア領事から横槍が入った。即ち、ヴィクトリア号は以前、道勝銀行から借金して修理を施したが、その代金五八四八両が未払いになつていて、これを支払うまで當口への送金を許さない、というものであった。会審衙門がこの申し出を認め當口への送金をとめてしまつたので、中国側はやむなくロシア側と交渉を始めた。交渉は長びいたが、結局、ロシア側に一方的に押しきられてしまい、一九〇八年十一月になつて要求された金額を中国側は支払つた。この結果、ようやくそれまで留保されていた同船の代金が上海から送られてきた。ところがこの間に、会審衙門が中国側の諒承も受けずに乗組員の給料の未払い分など合計五六二〇両を勝手に支払つていることがわかつた。<sup>(26)</sup> 当時の状況では中国側には会審衙門の独断専行をとがめだてる力はなく、そのまま事後承諾するよりしかたがなかつた。この結果、當口の債権者がヴィクトリア号の代価として最終的に受けとることができたのはわずか七八〇両に過ぎなかつた。同船は第三次評価額でも三万六千両と評価されていたから、これに比べ、あまりに少ない金額であつたといえよう。

また、徳芳紙煙局というタバコ工場の破産処理の仕事はまず市場に出まわつてゐるタバコの回収と既に売れた分の代金の集金から始まつた。同工場のタバコは天津、北京方面に多く出荷させていたので、この仕事は大清銀行天津支店に委ねられた。倒産のどさくさにまぎれて不当な利益をあげようとするものがどこにでもいて、この時も派遣された係員を困らせたが彼らの働きによつて、どうにか代金の集金と現物のタバコの回収を終らせることができ

た。同工場のタバコの売れゆきは不振で大量に売れ残っていたことから次の問題はこれらのタバコが湿氣を吸つて使いものにならなくなる前に早く売つてしまつたのである。まず例により競売にかけられたがうまくゆかず、大部分のタバコは原価の三割以下でもなお買手がつかなかつた。債権者側はタバコの売却に頭を悩ましたが、結局、商売のことは商人にまかせようということになり天津のある商店に販売を請負わせることにした。その際、大清銀行は売りやすいようにと配慮して当局に対し商品にかけられる通行税の減免まで申請している。一方、タバコ工場のものも売却あるいは賃貸の方針で買手や借手を募つた。タバコ工場の經營は魅力がなかつたようで一年近くたつても買手はおろか賃貸を望む者も現われなかつた。しかし、一台五千元以上もする日本製のタバコ捲き機一台を含め、同工場の機械、設備類、及び残つた原料は全体で約二万九千元と評価されており、工場を開鎖すればこれだけの金額が無駄になつてしまふので、そのまま工場を閉鎖することもできなかつた。そこでやむなく大清銀行がいわゆる銀行管理方式をとり自分の責任において生産を再開することになつた。その際、工場の規模は縮小され名称も関東紙煙公司と改められた。このような形で生産は再開されたが企業經營の専門家でもない銀行マンが經營する方式がうまくゆくはずではなく、からうじて生産を続けているというに過ぎない状態であった。また、恒豊磚窯といふ小さなレンガ工場は公興合という商店に賃貸しされた。

破産処理の中で最も紛糾したのは香港の栄新行という商店の問題であつた。栄新行は東盛和と特に深い関係があり東盛和の委託を受け、同店が広東、香港方面に運んできた大豆類の販売をほぼ独占的に請負つてゐた。東盛和は倒産直前に桂陽号という船をチャーターリし自分の荷を積載して広東へ出航させていた。桂陽号が広東に着いた頃、

東盛和の倒産が明らかになった。利にさとい栄新行は同船が官憲に差押さえられる前に船員にうまく話をつけ、広東から香港へ同船を回航させることに成功した。そして桂陽号の荷を売って一三万元を得た。倒産のどさくさにまぎれたこの行為はしばらくして真相がわかると当然なことに営口商人を憤慨させた。しかし、栄新行が香港籍なので中国側としては直接手を出すわけにはいかなかつた。栄新行側もこの点を見込んで敢て大胆な行動に出たものと思われる。営口の債権者側はちょうど東盛和の広東にある資産の調査と処分などの用むぎで同地に派遣されていた係員に頼んで栄新行と交渉させた。栄新行側は、桂陽号の荷は東盛和のものだから、それを売った代金を返せという要求に対し、東盛和への貸付金の未回収などを持ち出し言を左右にして還金に応じなかつた。交渉がはかばかしく進展しないのにどうをにやした営口商人の一部は官憲にまかせておいたのでは埒があかないと考え直接行動でる。山西票莊はもともと中国各地に支店をもつていたが営口在住の山西票莊でたまたま大徳通などの四店が香港に支店を出していた。そこで彼らは香港の裁判所に栄新行を告訴した。イギリス領香港の裁判であるから裁判のやり方も当時の中国とは異なり互いに弁護士を立てて争つた。周知のようにこの種の裁判は長い期日がかかり一年たつても内容的にはたいして進展はなかつた。にもかかわらず弁護士代を含め裁判費用が莫大な金額にのぼることが明らかになつた。そのため被告の栄新行はもとより原告の大徳通ら四店も裁判の継続よりはむしろ和解を望むようになつた。中国側官憲や広東帮が間に入つて調停につとめた結果、一九〇九年一月になつてようやく和解が成立し、栄新行は告訴を取り下げてもらう代りに七万五千両を営口側に支払うことになつた。こうして最も紛糾した栄新行問題も解決された。

不動産も大清銀行の所有に移された。大清銀行側はこれらの不動産を早く売って換金しようとしたが、しかし、不動産はいずれも値がはり容易に買手を見つけることができなかつた。その中で次に述べる件は唯一の例外であつた。東盛和は市内の二官塘という大きい池の東側と南側にまとめてかなりの土地建物を所有していた。營口官憲の一つの部局である工巡衛生局がそこを買い取つて新たに遊廓を作るという話がもち上つた。話はとんとん拍子に進み二官塘附近の土地建物は四万両で売却された。<sup>(2)</sup> この不動産の第三次評価額は三八一六〇両であつたから工巡衛生局はそれより約二千両高い値段で買つたことになる。それ故、この計画の裏にはまちがいなく大清銀行の破産処理を少しでも助けてやろうという營口官憲の配慮が働いていた。不動産はその性質上、あわてて処理する必要がないので管理に困難な廣東など遠方にあるものを除き、それ以外はゆっくり処分する方針をとつた。そのため「債案」が刊行された一九〇九年三月の時期に至つても不動産のほとんどは大清銀行が抱えこむ形になつてゐた。これは多額の資本が固定することになり銀行の経営にとつて不利であつた。

## 六 債務返済処理の終了と公金の借用

第三章で述べたように公金借用問題に関し一九〇七年十二月二十四日にいわゆる第一回の協定が結ばれた。この協定は許可を求めるために直ちに中央政府に送られた。しかし、一〇〇万両の融資を求められた中央政府はこの計画に拒否の回答を示した。二〇〇万両と一口にいうが、これはかなりの大金であつて政府としてもそう簡単に融通でできる額ではなかつたからである。各省も事情は同じであつて五〇万両の融資を求められた直隸省も断つてきた。

さすがに奉天省は地元の事件だけにむげに断わり切れず公金貸与に同意する。しかし、營口商人が借りるというのでは漠然として責任の所在が明瞭でないので大清銀行營口支店が借りる形をとつた。また、二五万両は當時、各省でさかんに鑄造された銅元という貨幣で融資された。銅元の評判は悪く額面どおりには流通しなかつたから奉天省からの二五万両は實際には約一〇万五千両にしかならなかつた。<sup>(28)</sup> そのため大清銀行側は返済期限などで若干優遇してもらうことになった。以上のように公金借用の件は当初、奉天省の分を除いて、その他の分はうまくゆかなかつた。この事態を開拓するため、第一回の協定から約四ヶ月たつた一九〇八年四月十三日になつて第二回の協定が結ばれた。その内容は直隸省からの救済金を事實上断念するとともに第一回の協定で借用を求めた二〇〇万両を一五〇万両に減じ、あらためて中央政府に援助を要請するものであつた。その後、糾余曲折はあるが基本的には事態はこの第二回の協定にそつて進んでいつた。<sup>(29)</sup>

次に東盛和の資産総額の算定であるが、前述のようにその相当部分は大清銀行が現物のままで抱えこんでいたのであるから、それをきちんとした数字で出すことは不可能であった。しかし、破産処理の作業にとって資産総額の算出は不可欠であつたから、無理にでも具体的な数字を示す必要があつた。こうして二六〇万両という数字が出てくる。これは第一回の協定で東盛和の資産を評価した時の数字であり、以後、関係者の間では一貫してこの評価額が用いられていた。だから大清銀行側も妥当な評価額としてこの数字を提示したものと思われる。しかし、以上のいきさつからわかるように資産総額とされた二六〇万両は資産をきちんと売却して得た実額では決してなく、あくまでも便宜上の数字に過ぎなかつた。以上のように一方で公金借用のめどがつき、また他方で資産総額と負債総額

表5 破産処理の精算書

(単位 営平両)

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
大清銀行の東盛和財産引受額	160,000	大清銀行より道勝銀行に支払額	730,000
奉天省救済銀	250,000	大清銀行債務仕払い	340,000
大清銀行立換え過炉銀	250,000	現宝銀打歩	50,000
東盛和各支店の現宝銀	14,092	鉄道公司に対する地代	1,858
同各支店の銀票及び露国金票	19,597	各支店雜費	4,325
各種貨物売上残額	20,404	各支店看守及び人足費	3,685
青豆元豆壳上高	70,827	債務整理雜費	3,149
家畜 同	734	一般債権者に割当額	1,486,983
麦粉 同	100,908		
石炭 同	15,146		
紙捲煙草 同	1,645		
各支店営業什器	2,913		
未決算勘定	130,000		
合計	2,620,000	合計	2,620,000

「支那経済報告書」第6号（明治41年7月）p.63による。但し、小数点以下は省略。  
収入の部の全項目を加えても合計金額にならない。収入の部の数字は信用できないが、参考までに掲げておく。

の算定が終了したので、いよいよ破産処理の大詰である債務の返済が行なわれることになった。表5は「支那経済報告書」第六号（一九〇八年七月）所載の東盛和事件の破産処理の精算書である。「債案」にもこの種の記載はないので、これは貴重な資料である。ところが残念なことに誤まりがひどく、収入の部のほうの数字は到底そのまま信用できるものではない。そこで支出の部のほうに限って利用することにする。

まず支出の部の第一項は既述のように道勝銀行に第一次の抵当に入っていた東盛和の資産をうけ出すために大清銀行が立替て支払った分である。第二項は大清銀行に対する債務の返済である。その負債約五十一万両を三四万兩に減じて支払うことになった。従つて大清

銀行の返済率は六七%となり、他の債権者に比べ高くなつたが、これは大清銀行が東盛和の資産の相当部分をかかえこんだままにしているという特殊な条件を考慮したからであろう。第三項から第七項までは破産処理に要した費用であり、結局、一般債権者に対する割当額は第八項のように約一四九万両となつた。ここでいう一般債権者とは道勝銀行と大清銀行を除く残りすべての債権者のことであり、既に表4で示したように一般債権者の負債の合計額は四一七万両であつた。従つて以上の割当額と負債額から計算して返済率は三五%となつた。こうして返済率がきまつたので一九〇八年六月、地方官憲と大清銀行側は債権者に対し返済金の支払いをすると通告した。これを聞いて當口商人は事件発生後、約八ヶ月たつてようやく返済金がもらえると思い大いに喜んだ。實際、外國商人に対しては、この頃、支払いが行なわれた。例えば横浜正金銀行は六月二十日に返済金を受取つてゐる。同銀行の負債は約一一万七千両であつたから、この三五%に當る分が返済されたわけである。参考までに記すと同銀行側の資料はこの時の損害を當時の日本円で約九万円としている。<sup>(30)</sup>

外國商への返済金の支払いは順調に進んでいたにもかかわらず、中國商人に対する支払いは突然延期され、七月に入つてからということになつた。それも外國商とは扱いが違うことが判明してきた。即ち、外國商には三五%の率で返済されたのに、中國商の場合、返済率は二〇%に引下げられ、しかも支払い額の半分は大清銀行の銀行券が使われることになつた。その上、支払いは一度ではなく三回に分けて支給されるというものであつた。こうして返済金に期待していた當口商人は裏切られ、その落胆は大きなものであつた。また以上のような公金の借用と債務の返済は大清銀行が中心になつて行なわれた。東盛和の資産のうち、実際に換金できたのは比較的少なかつたから、

表6 債務の返済

(単位 営平両)

	負債額	返済額	返済率
道勝銀行	約1,000,000	730,000	73%
大清銀行	約 510,000	340,000	67%
一般債権者 内訳 外國商 中國商	4,171,402 242,707 3,928,695	1,486,982	(35%) 35% 20%
合 計	約5,681,402	2,556,982	

それだけでは到底、債務の返済として支出された額を補なうことはできなかつた。その差をうづめたのが奉天省から約二〇万五千両と中央政府からの一五〇万両の公金であつた。大清銀行はこれらの公金をいつたん自分の所にあずかり、次にこれを債務の返済にまわした。このように大清銀行は破産処理の仕事をにおいて中枢的な役割を果したのであつた。問題はいくつかあつたが、とにかく一九〇八年七月には債務返済の仕事を終了することができた。ここに債務返済の結果を表にまとめておく(表6参照)。この後、ずっと遅れて一九〇九年二月になつて破産処理と公金借用の件で三回目の、かつ正式な協定が結ばれた。これは既に行なわれた事実をもう一度、関係者の間で再確認しておくという性格のもので、とくに新しい内容はない。

こうして債務返済処理と公金借用の件は終つたわけであるが、次にその問題点を述べてみよう。まず外國商と中國商との間で返済のしかたに違いが出たのは大清銀行の都合からであつた。大清銀行は東盛和の資産を大量に抱えこまさっていた。その上、資産処理に当つてもヴィクトリア号の代価や香港栄新行との紛争に見られるように実際に得た額は予想よりはるかに少ない場合が多かつた。このような事情は大清銀行を困難な状況に追いこんだ。たしかに大清銀行は自分の所に公金を預かつてはいたが、預かっている公金の額は十分余裕があつたわけではないので、債務返済の時、自分の損害をなるべく減らそうとし

た。その場合、強い立場にある外國商に対しては精算書通りに返済せざるをえなかつたから、結局、被害は弱い立場の中国商にかかつてきた。當口商人は当然大いに不満であつたが、これに抗議するだけの力がなく「泣き寝入り」に終つてしまつた。そのため、表6で示したように債権者に対する平等という破産処理の原則を貫ぬくことはできなかつた。第一次抵当権を持った道勝銀行、及び破産処理の事実上の中枢となつた大清銀行の高い返済率はやむをえまい。しかし、残りの外國商と中国商を判然と差別してしまつたことは、この破産処理の一大汚点であつた。外國商が常日頃、特權を得てゐるまい、中国商が不利な立場にあつたのであるから、せめて中国側が実施したこの破産処理においてだけでも債権者の平等の原則を貫ぬくべきであつた。しかし、逆にいえば、こういう所でも外國商と中国商との差が歴然と現われるほど外國の支配が強かつたというべきかもしれない。

「支那經濟報告書」の報告者はこの精算書を検討した上、いくつかの不満を表明している。まず初めに道勝銀行の返済率が高いのに日本の横浜正金銀行や小寺洋行などが三五%にとどまつたのは不當だといふ。この点は第一次抵当権を持つていたという道勝銀行の特殊な事情に対する彼の無知からくるものであつた。次に彼は条約によつて「金錢取引上の優先権を有せる我國人<sup>(3)</sup>」が清國債権者と同じ返済率であるのは不当だと主張している。しかし、彼の非難は無用であつた。前述したように精算書では平等になつてゐるが實際の処理では外國商は中国商に比べ優遇されたからである。また、彼は以前から話題になつてゐた中央政府からの公金援助が全くくなつてゐるのは驚くべきことだと述べている。たしかに精算書には奉天省という省レベルでの救済金は明記されているが、中央政府からの救済金はのつてない。ここから報告者が前述のような感想を抱くのは無理からぬことである。しかし、現実

には中央政府は一五〇万両を大清銀行に融資していた。そのおかげで同銀行は東盛和の資産を大量にかえこんだままで、債務の返済の仕事まで無事やり終えることができた。中央政府からの公金援助があつて始めて大清銀行は破産処理の中核的な役割を果せたのであった。たしかに精算書には直接でてこないが、しかし、中央政府は大清銀行というワン・クッショーンをおいた形で營口に救済金を融通したのであった。

## むすび

東盛和事件によって營口はほとんど壊滅的ともいえる打撃を被つた。東北随一の貿易港の経済が一夜にして麻痺してしまい文字通り存亡の危機に陥ったからである。しかし、營口商人の主体的な努力と公権力の援助とによって、さしも猛威を振つた経済恐慌もやがておさまり營口経済は不死鳥のように蘇みがえることができた。營口の經濟恐慌は當時、各地で頻発した地域的經濟恐慌の最初のものであつたから、清朝の対応は必ずしも的確ではなかつた。実際、もっと上手な救済を望めばきりはないが、とにかく現実に營口経済が復活できたのだから大局的に見て清朝側の対応は成功したと評価すべきであろう。一方、營口にひき続いて同様の事件がその頃、続発していたから清朝側にとって營口での経験は貴重なものであった。そこでこの経験を各地の事件でも生かせるように事件処理に關する文献を集め、「債案」として急遽刊行した。これが当時としては珍しい史料である「債案」が刊行された理由であった。

最後にもう一度、地域的經濟恐慌の問題に戻つてみる。今まで述べてきたように營口の過炉銀は有力商店の「私

的」な「信用」を基礎とする振替通貨であり、また、実体のない信用通貨でもあった。當口商人は過炉銀制度を利用することで自己資本はごくわずかなのに「信用」だけを基礎にして大きな取引ができた。しかし、大事なことは、この當口（及び過炉銀と同種の通貨制度をもつ東北地方の諸都市）の状況が当時の中国では決して特殊な例ではなかったことである。當口の過炉銀の場合、準備金としての現銀の量が極端に少なく、通貨制度の不備は明らかであったが、しかし、当時の中国には全国一律に通用するような近代的な通貨制度がまだ確立していなかつたら、通貨制度の不備は程度の差こそあれ、中国のすべての地方にあてはまる現象であった。例えば次に述べるのは上海の例である。「現に吾人の知る上海知名の一清商は自身の財産約一、三十万に過ぎざるも、三個の錢莊を有し一個の貿易店を開き、其の商業取引所要の資金は總て之れを自身の錢莊発行の莊票を以てして何等破綻無く、一の銀行錢莊に頼らずして尚ほ常に數十百万の取引資金を運転して然も信用第一として認めらる」と。

このように中国经济の中心の上海でさえ、なお有力商店の「私的」な「信用」にもとづく通貨金融制度がおおいばかりで存在していた。経済の規模が小さい間はこのやり方でもなんとかやってゆくことができた。しかし、光緒新政期、中国经济の規模は飛躍的に拡大してゆく。例えば東北についていえば、この時期、特產品の大蔵生産を基軸として東北経済は急速に発展し世界経済と結びついていった。この時、有力商店の「私的」な「信用」によって発行される通貨を基礎とするような旧来の経済のしくみではやってゆけなくなる。そのままでは経済の顯著な拡大発展に適合しえなくなつたからである。こうして経済の発展と旧来の経済のしくみとの間の矛盾は急速にたかまつてゆくが、結局、後者の崩壊をもつて両者の対立は終る。これが、この時期に地域的経済恐慌が頻発した理由である

と考えたい。東盛和の倒産もまた大局的にはこのような歴史の流れの中だとらえるべきであろう。一方、有力商店の「信用」がいくら大きいといつても、それは「公的」なものではなく、あくまでも「私的」なものに過ぎなかつたから、全国一円に広がる性質のものではなかつた。彼らの「信用」が有効な範囲は大体、一つの都市を中心とする比較的小さい地域的経済圏におのづから制限された。それ故、有力商店の倒産によって惹き起される経済恐慌の影響も決して全国的な規模にまで広がることはなく、まさに「地域的」なものに限定された。これが、この時期の経済恐慌が「地域的」なものになつた理由である。以上のように光緒新政期、一連の地域的経済恐慌の発生によつて、古いタイプの経済のしくみはいやおうなしに暴力的に倒されていった。これに代つて、以後、経済の新しい発展状況により適合した経済のしくみが作られてゆく。それがどんなものであつたかを、ここで述べることはできないが、しかし、これができていたからこそ、一九一〇年代以降、地域的経済恐慌の頻発という現象がもう起らなくなつたと理解したい。

## 註

- (1) 満鉄調査課『南滿州經濟調査資料』第六輯、營口、第三篇、金融、二二頁。
- (2) 「通商彙纂」明治四年第四四号、二二頁。
- (3) 「滿州日報」明治四年一月十一日。
- (4) 「通商彙纂」明治四年第一九号、六四頁、及び「大阪朝日新聞」明治四〇年十二月一日。
- (5) 菊地貴晴「経済恐慌と革命への傾斜」(東京教育大学)

アジア史研究会編『中国近代化の社会構造』所収、一九六〇年)がこの時期の経済恐慌に関する殆んど唯一の研究である。

- (6) 佐々木正哉「營口商人の研究」(近代中國研究委員會編『近代中國研究』第一輯所収、一九五八年)。
- (7) 「債案」卷一、四二頁。
- (8) 「通商彙纂」明治四〇年第三二号、五一頁。
- (9) 「債案」卷一、四六頁。

- (10) 「債案」卷一、四九頁。
- (11) 「債案」卷一、五〇頁。
- (12) 「債案」卷十六、五頁、及び同、卷十五、三八頁。
- (13) 拙稿「當口の公議会」『歴史学研究』第四八一号、一九八〇年。
- (14) 「満州日報」明治四〇年十一月十四日。
- (15) 岡倉伯士「銀炉と大屋子」『建國大学研究院月報』第三三号、一九四三年、十七頁。
- (16) 「大阪朝日新聞」明治四〇年十一月二十三日。
- (17) 「満州日報」明治四〇年十一月十九日。
- (18) 戸部銀行から大清銀行への改称は一九〇八年三月であるから、事件当時、正確にはまだ戸部銀行であった。しかし、煩を避けるため本稿では一括して大清銀行とした。
- (19) 「通商叢纂」明治四一年第四四号、一一〇頁。
- (20) 「債案」卷一、十五頁。
- (21) 「債案」卷一、六頁。
- (22) 「債案」卷三、十三頁。
- (23) 「大阪朝日新聞」明治四〇年十二月二十一日。
- (24) 「通商叢纂」明治三九年第六〇号、四頁。
- (25) 「債案」卷三、七頁、及び同、卷一、九頁。
- (26) 「債案」卷四、十八頁。
- (27) 「債案」卷七、七頁。
- (28) 「債案」卷十一、七頁。
- (29) 従って「戸部銀行は……急遽、三百万両の融資を行つて收拾に当つた」という前掲佐々木論文（七頁）の記載は誤りである。
- (30) 横浜正金銀行『横浜正金銀行史』大正九年、第一冊、三一七頁。
- (31) 「支那經濟報告書」第六号、明治四一年七月、六四頁。
- (32) 「支那經濟報告書」第十八号、明治四一年一月、三頁。